

光市公告第14号

光市公開型GIS導入業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和6年4月10日

光市長 市川 熙

記

1 業務名

光市公開型GIS導入業務

2 業務の目的

本市の都市計画図等を最新の情報に修正するとともに、本市の様々な地図データを重ね合わせ、視覚的にわかりやすい地図情報を誰もがいつでもインターネットで閲覧できるシステムを導入することで、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和6年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「測量部門」に登録されており、本社、営業所等を山口県内に有していること。
- (2) 過去5年間（平成31年度から令和5年度まで）に、国又は他の地方公共団体において、以下に示す同種業務のいずれも実施した実績を有する者であること。

- ア 100km²以上の数値地形図修正の業務実績
 - イ 公開型GIS導入業務の実績
- (3) デジタル庁が提示するモデル仕様書（公開型GIS）で示す機能を実装できる者であること。
- (4) セキュリティ管理システムについて、以下に示す全ての承認又は認証を受けている者であること。
- ア 情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS（JIS Q27001）
 - イ 個人情報保護マネジメントシステム：プライバシーマーク（JIS Q15001）
 - ウ ISMSクラウドセキュリティ：ISO/IEC 27017
 - エ ITサービスマネジメントシステム：ISO/IEC 20000
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者については、この限りではない。
- (7) 公告日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。

5 手続等

(1) 光市公開型GIS導入業務公募型プロポーザル実施要項等（以下「実施要項等」という。）の入手方法

実施要項等は、市ホームページから入手すること。

(2) 参加表明書類の提出方法等

ア 受付期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月23日（火）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市都市政策部都市政策課都市計画係

(3) 技術提案書類の提出方法等

ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間内に必着とすること。

イ 受付期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月10日（金）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市都市政策部都市政策課都市計画係

6 評価及び選定

(1) 選定審査

光市公開型GIS導入業務優先交渉権者等選定委員会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された参加表明書類及び技術提案書類の内容、技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

7 その他

- (1) 本手続に関する照会窓口は、光市都市政策部都市政策課都市計画係（電話（0833）72-1574）とする。
- (2) その他詳細は、実施要項等による。